

新宿スポーツセンター



障がい者の月 1 回プール施設無料利用について

■ 対象者

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかを所持している方（15歳未満の方で、保護者が手帳の交付を受けたときは、15歳未満の方）

※等級制限はありません。

■ カード交付

事前に、ご本人が手帳を持参のうえ、1階総合受付にお越しください。確認後、年度ごと（4月～翌年3月まで）のプール施設無料利用カードを交付します。平成28年度は、平成28年9月～平成29年3月までのプール施設無料利用カードを交付します。

■ 利用方法

利用されるときには、総合受付でプール施設無料利用カードを提示し、係員が受付印を押してから入場してください。退出時には、総合受付でプール施設無料利用カードを再度提示して退館してください。

■ 注意事項

- (1) この制度は、障がいのある方が温水プールを月 1 回無料で利用できる制度です。
同じ月に 2 回以上利用されるときは、2 回目以降は通常料金をお支払いください。
- (2) 介助者を必要とされる方は、介助者の方との利用をお願いします。
(介助者は原則 1 名まで無料です。)
- (3) 無料のプール施設利用に関わらず、混雑時のご利用いただけない場合もございます。また、夏季期間 (7/21~8/31) は、2 時間の利用制限があります。
- (4) 水泳指導員の設置及び障害者の方の専用レーンはありません。自分のレベルにあったレーンをご利用ください。
- (5) 当センターのプールは車椅子対応になっておりません。また、障がい者の方専用の更衣室はございませんので、予めご了承ください。ご利用にあたって、不安な点等ございましたら、スタッフに事前にご相談ください。
- (6) プールでの注意事項等は予め利用案内でご確認願います。
- (7) プール施設無料利用カードを紛失された場合は、対象の手帳を総合窓口を持参し無料利用カードの再発行を受けて下さい。再発行の手続きをした月の無料利用はできませんので、予めご了承ください。

新宿スポーツセンター指定管理者

新宿スポーツコミュニティ共同事業体

新宿区大久保 3-5-1 TEL 03-3232-0171